

145 政力格差の調整の在り方について検討を行うことが必要である。

150 また、基本方針2002では、「現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できる限り早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。」とされており、地方交付税の改革は、このような方向性と整合的に行われなければならない。

155 このような地方交付税の改革は、地方公共団体における受益と負担の関係の明確化と国と地方公共団体の財政責任の明確化に資するものであり、将来にわたり持続可能な財政調整制度の構築を目指すものである。また、後述する税源移譲を含む税源配分の見直しの結果、地方歳出に占める地方税収の比率が高まれば高まるほど、税源の偏在を踏まえれば、地方公共団体間の財政力格差は拡大する。これを現行の地方交付税制度の枠組みの中で引き続き調整していくことが適切なのか、行政体制整備の動きも視野に入れて総合的に検討することが重要である。

160 このような観点から、次のとおり取り組む。

165 (i) 国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、「改革と展望」の期間中に、以下のような措置等により、地方財政計画の歳出を徹底的に見直す。

②当面の改革

170 地方交付税の改革を行うに当たっては、まず地方歳出の徹底的な見直しを行い、地方財政計画の規模の縮減を図り、地方交付税総額の抑制を行うべきである。このため、法令や国庫補助負担金を通じた国の関与を廃止・縮減することにより国・地方を通じた歳出の合理化・効率化を行うとともに、地方独自でコントロール可能な地方単独事業等の縮減を行うべきである。また、地方交付税の財源保障機能の縮小によって、地方公共団体の行政改革努力や税収等の確保努力を促すことが必要である。

180 地方交付税の仕組みについても、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促進するため、留保財源率の引き上げ、算定の簡素化、事業費補正・段階補正の見直しを行うべきである。特に、事業費補正については、当会議としての「社会資本蓄積が進んでいる以上、社会資本形成のための事業は縮小されるべき」という認識に照らし、原則廃止していくべきである。

185 (ii) 国の関与の廃止・縮小に対応した算定方法の簡素化及び段階補正の見直しを更に進めていく。また、基準財政需要額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。同時に、地方債に対する市場の評価がより機能するように取り組んでいく。

190 (iii) 現在、9割以上の地方団体が地方交付税の交付団体となっているが、三位一体の改革を進めることを通じ、不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めていく。

③中長期的な改革の方向

195 基本方針2002では、地方の財源不足（平成15年度地方財政計画で約17兆円）のできる限り早期の解消と地方交付税による財源保障への依存体質からの脱却が課題として掲げられている。その解決のためには、国・地方の財政の持続可能性の向上という観点から見て、上記の当面の改革のみで十分とは考えられず、より構造改革的な対策が必要である。

200 中長期的な地方交付税改革においては、国の義務付けや国庫補助負担金による関与の廃止・縮減の状況も勘案しつつ、国が地方歳出総額を規定してそれを保障するという側面を極力少なくし、税源移譲を含む税源配分の見直し等により地方税の充実が進むことを踏まえ、地方公共団体間の財政力格差を調整する機能を強く前面に押し出す方向で検討していくべきである。

205 具体的には、①交付税の法定率分（以下、「法定率分」と、一般会計において行っているその上乗せ分（以下、「法定率以外の部分」とを明確に区分する、②法定率分はその配分に当たって極力国の関与を排し、地方公共団体の参画の仕組みを導入しつつ、客観的、透明な手法で配分する、水平的な財政調整のためのものと原則として位置付ける、③法定率以外の部分については、国による政策的な経費配分であることを明確化し、個別の財政需要を踏

また、国・地方を通じた歳出の縮減、必要な公共サービスを支える安定的な歳入構造の構築等を通じて、早期に地方財源不足を解消し、その後は、交付税への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

これにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。この場合、歳入・歳出の両面における地方団体の自助努力を促していくことを進める。

- ・国庫補助負担金の廃止、縮減による補助事業の抑制
- ・地方財政計画計上人員を4万人以上純減
- ・投資的経費（単独）を平成2～3年度の水準を目安に抑制
- ・一般行政経費等（単独）を現在の水準以下に抑制

(iv) 税源移譲を含む税源配分の見直し等の地方税の充実に対応して、財政力格差の調整の必要性が高まるので、実態を踏まえつつ、それへの適切な対応を図る。

<p>220</p> <p>225</p> <p>230</p> <p>235</p> <p>240</p> <p>245</p> <p>250</p> <p>255</p>	<p>まえつつ国による財源保障を中心とした配分とする、④法定率以外の部分は、基本方針2002に謳われている地方の財源不足の解消に向けて、毎年度の予算編成過程において内閣総理大臣の主導の下その取り扱いを検討していく、ということが考えられる。</p> <p>また、現在の地方交付税のように、様々な上乘せを加えて地方財政の財源を確保することは、国民にその実態が極めて分かりにくいものとなっている。今後、地方交付税改革の議論を深めるに当たっては、法定率分とそれ以外を明確に区分するなど国民に分かりやすい形で議論を進めることが重要である。</p> <p>中長期的な地方交付税改革の在り方については、当会議におけるこうした議論を踏まえ、今後政府において、地方分権改革推進の観点から、国・地方の双方における意識改革を求めつつ、積極的に検討が行われることを期待する。</p> <p>他方、審議の過程で異なる意見が出された。具体的には、①地方交付税法第6条の3第2項の交付税率の引き上げの代償措置として行われている赤字地方債や地方交付税特別会計の借入金は、その財源の性格は地方交付税とみなされるべきものであり、法定率分とそれ以外を区別する理由は全くない、②法令による義務付けや国庫補助負担金による国の関与が行われる以上、国は地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税制度を通じて財源保障を行う責務がある、などの意見である。</p> <p>④水平的財政調整について 地方交付税の法定率分を、国の関与が少ない客観的、透明な手法による水平的財政調整として配分するという上記の中長期的な改革の方向について、地方分権改革推進の観点からそのさらなる将来像を描けば、法定率分を地方税として位置付け、地方公共団体間の総意に基づいて水平的調整を行うことを内容とする地方共同税（仮称）は、その一つの選択肢として考えられる。これを現実のものとするためには、わが国の法制度、税制度に係る問題点の解決や地方公共団体間で直接調整するための機関の設立など、検討されなければならない課題がある。</p> <p>この他にも地方公共団体が自ら財源を拠出して調整を行う水平的調整の仕組みには多様なものがあり得よう。今後、地方行政体制の見直しが行われ、都道府県がより広域的な地方公共団体へと再編される場合も視野に入れ、国の関与の廃止・縮減の状況も見極めつつ、地方公共団体間の水平的財政調整について、地方共同税（仮称）を含め専門的な検討が進められることを期待する。</p>	
<p>260</p> <p>265</p> <p>270</p> <p>275</p> <p>280</p> <p>285</p>	<p>(3) 税源移譲を含む税源配分の見直し</p> <p>①基本的考え方 税源移譲を含む税源配分の見直しは、地方財政の自立と地方公共団体における受益と負担の関係の明確化を実現する上で、その中核をなすものである。</p> <p>地方公共団体は、配分された税源の下で必要となる税収を住民に向き合って確保することが求められる。この前提に立ち、住民が受益と負担の関係を選択するという観点から、税源配分の見直しに当たっては、税目として個人住民税を重視しその充実を図るとともに、課税自主権が活用されやすい制度改革が検討されるべきである。</p> <p>②国庫補助負担金の廃止と税源移譲 すでに述べたように、国庫補助負担金の廃止・縮減は強力に進められるべきである。廃止される国庫補助負担金の対象事業のうち、引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方に税源移譲することが必要である。</p> <p>その場合、国庫補助負担金から地方公共団体の自主財源たる地方税へとその財源の性質が変わることから、事業の実施に地方の創意工夫が発揮され、知恵とアイデアの地域間競争を通じて、地域のニーズに即した効果的・効率的な行政サービスが提供され、地方財政の効率化に資することが期待される。</p> <p>なお、国庫補助負担金の廃止・縮減と具体的な税源配分の見直しのタイミングがずれる場合には、経過的な財源措置が行われることが必要である。</p>	<p>③税源移譲を含む税源配分の見直し</p> <p>「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。あわせて、「18年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずるものとする。</p> <p>15年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。</p>